

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		危険物安全協会運営補助金		市の担当部課	消防本部消防総務課		
				問い合わせ先	0568-65-3121		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市危険物安全協会		代表者名	会長 佐伯 則和		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	消防関係団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	令和元年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山市の危険物安全事業を担う犬山市危険物安全協会に代わる団体は他にないため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		火災等の災害を予防し、市民の生命及び財産を保護するために事業を行う団体への補助。（危険物施設所有事業所等により危険物の安全管理のもとに事故の根絶と防火思想普及のため組織された団体）					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		100,000 円	100,000 円	0 円	0 円		
		(100,000 円)	(100,000 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		実施なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額100,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算していない		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		危険物施設所有事業所等が、危険物の安全管理を実施する上での情報提供や初期消火に必要な技量の修得に努め、市民の安全・安心に寄与している。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。